

《国際家族法研究会報告 (第5回)》

相続財産の分与の決定

足立 文美恵

一 はじめに

特別縁故者制度とは、相続人が不存在の場合、家庭裁判所が、一定の者に対して相続財産の全部または一部を与えることのできる制度である(民法九五八条の三)。特別縁故者の範囲および分与される相続財産の程度の決定は、家庭裁判所の裁量の決定事項とされている。

大阪高裁平成二〇年一〇月二四日決定(家月六一巻六号九九頁)は、二人の申立人について原審判と同様に、特別縁故者として認定したが、分与される相続財産程度について原審判の内容を変更したものである。同決定がどのような算定方法でまたは何を考慮して分与される相続財産程度を決定したのかについて、本決定及び過去の審判例等から検討したい。

二 大阪高裁平成二〇年一〇月二四日決定

(1) 事実の概要

被相続人が平成一九年に死亡した(九七歳)ところ、相続人が見当たらなかったため、Bの申立てによって相続財産管理人が選任され、相続人搜索の公告がされたが、期間内にそ

の権利を主張する者はなかった。被相続人の相続財産は、相続財産管理人によって管理されている貯金六二八三万円余り及び動産類目録記載の宝石類等(以下「本件遺産動産」という)であった。被相続人の父の妹の孫となるAおよびAの夫となるBは、平成二〇年にそれぞれ被相続人と特別の縁故があったとして、相続財産の分与を求めた。

原審は、AおよびBと被相続人の関係について、被相続人が八九歳の高齢に達して老人ホームに入所するまでは通常の親族関係の域を出るものではなかったけれども、老人ホーム入所後は、被相続人の療養看護、財産管理及び死後の法要等に尽力したとみることができるところから、いずれも特別縁故者に当たるとした上、特別縁故の性質、内容、程度、葬儀法等のため負担した費用の額、相続財産の種類及び金額その他一切の事情を考慮して相続財産からAに対して金三〇〇万円及び本件遺産動産、Bに対しては金三〇〇万円をそれぞれ分与した。AおよびBは、原審判を取消して、AおよびBの両名に対して相続財産全部の分与を求めて抗告を申し立てた。

(2) 大阪高裁決定

大阪高裁は、A及びBと被相続人との関係について、「特別縁故者に該当するものと認めるのが相当である」とした上、AおよびBに対する分与額については、「…A及びBと被相続人の特別の縁故関係、相続財産管理人保管に係る相続

財産が、本件遺産動産のほか貯金約六二八三万円であること、その他、本件に表れた一切の事情を考慮すると、…被相続人の相続財産からAに対し本件遺産動産及び金五〇〇万円を、Bに対し金五〇〇万円を、それぞれ分与するのが相当といふべきである。なお、被相続人が老人ホームに入所するまでのA及びBと被相続人との関係は、…相当であるけれども、特別縁故とみるに至らない点…」、「A及びBの療養看護上及び財産管理上の貢献並びに被相続人死後の供養については、これらを十分斟酌した上で、上記のとおり分与額を定めるのが相当といふべきであり、これを更に増額すべき事情があると認めることはできない」とし、原審判を変更し、被相続人の相続財産のうちから、Aに対して金五〇〇万円および相続財産管理人保管に係る本件遺産動産を、Bに対して金五〇〇万円をそれぞれ分与した。

三 相続財産分与額の決定

同決定は、特別縁故者であるAおよびBに対して三〇〇万円余りを分与した原審判を変更し、AおよびBに対して五〇〇万円余りを分与するとしているが、同決定が分与額を決定する際に考慮された事由は、原審で考慮された事由とあまり違いがない。ただし、同決定は、原審において特別縁故者の認定には考慮されながらも分与額の決定には考慮されなかった「A及びBの療養看護上及び財産管理上の貢献並びに被相続人死後の供養」について考慮しており、これらの事由

を考慮することで分与額が増額したとも考えられる。仮にこれらの事由が考慮されて、同決定の分与額が決定されたとしても、これらの事由を考慮することによってどのような方法で二〇〇万円の増額を算定したのか、又、原審及び同決定がどのような基準で各分与額を算定したのかについて、同決定において明らかにされていない。

(1) 分与の相当性

分与される相続財産の程度の決定には、「分与の相当性」が重要になる。申立人が特別縁故者として相続財産を分与されるには、申立人が家庭裁判所により、特別縁故者として認定された後、家庭裁判所が特別縁故者に対して相続財産の分与が相当であるか否かを審判し、相当性があると判断されることが必要になる。すなわち、相当性があるとされた場合、相続財産が分与されるが、相当性がないとされた場合には、相続財産の分与が否定される。相当性の判断により、相続財産を分与するか否かの決定だけでなく、相続財産の分与が認められる場合、一部分与か全部分与かの決定もなされる。

相当性の判断は、家庭裁判所の裁量に委ねられているが、「縁故関係の内容、厚薄、程度、特別縁故者の性別、年齢、職業、教育程度、残存すべき相続財産の種類、数額、状況、所在その他一切の事情を調査し、これを参酌して決められる」(加藤令造編『家事審判法講座第二巻相続関係』(判例タイムズ社、一九六五年)二二二頁(岡垣学))とされている。しかし

ながら、これらの事由のうち、全部又は一部分与の決定基準が何かにについては明らかにされていない。

(2) 裁判例における相当性

公表されている裁判例は、申立人を特別縁故者として認定した場合、相続財産の分与を認めている(特別縁故者としながらも分与を否定した裁判例もある(久貫忠彦『判例特別縁故者法』(有斐閣、一九七七年)一五〇頁))。これらの裁判例では、一人に相続財産の全てを分与する場合と、相続財産の一部を複数又は一人に分与する場合とに大別できる。

(i) 相続財産の全部分与の場合

相続財産の全部が一人に分与された裁判例では、何を基準として相続財産の全部を一人に分与する決定をしたのかを明確にしないものが多くみられる。しかしながら、相続財産の全部が分与された特別縁故者は、内縁の妻(名古屋家裁平成六年三月二五日審判、大阪家裁昭和五二年八月二二日審判など)、事実上の養子(大阪家裁昭和四〇年十一月二七日審判、大阪家裁昭和四〇年三月一日審判など)であることが多く、分与される相続財産は不動産であり、特別縁故者がある不動産を管理・占有している傾向があった(大阪家裁昭和五六年四月一〇日審判、大阪家裁昭和四九年三月二六日審判など)。

(ii) 一部分与の場合

相続財産の一部が分与された裁判例は、①一人の特別縁故

者に対して一部の相続財産のみ分与する場合、②複数の特別縁故者に対して相続財産のすべてを分与する場合、③複数の特別縁故者に対して相続財産の一部を分与する場合に分けられる。

①の場合において、分与する相続財産の程度を決定するために考慮した事由またはその額を算定する方法を明らかにした裁判例は少ない。これらを明らかにした裁判例では、相続財産の分与額について、生前の被相続人の遺志(鳥取家裁平成二〇年一〇月二〇日審判)、分与される財産の具体的な使用内容(東京家裁昭和四〇年八月二二日審判)、縁故の程度(東京家裁昭和六〇年一月一九日審判)などが考慮されていた。②の場合において、①と同様に、分与する相続財産の程度を決定するために考慮した事由またはその額を算定する方法を明らかにした裁判例は少ない。これらを明らかにした裁判例では、縁故の濃淡により相続財産を割合で分割したものの(広島高裁平成一五年三月二八日決定)、分与された財産の具体的な使用内容を考慮して相続財産を分割したものの(名古屋家裁昭和四八年二月二四日審判)など、分与される相続財産の算定方法が示されていた。③の場合においては、大阪高裁平成二〇年決定と同様に、諸事情を考慮して相続財産を複数に分与するものが多くみられる。

四 おわりに

大阪高裁平成二〇年決定は、二人の特別縁故者に対して相

続財産をそれぞれに分与しているが、その分与額を定めるに当たって何に基づいてその金額を算定しているのか明らかにしていない。同決定の分与額は、原審判を変更したものである。原審判と異なり、老人ホームに入所する前の関係が特別縁故のものとはいえないこと、申立人による療養看護、財産管理、死後の法要という点が考慮されていることは明らかであるが、どのように分与額を算定したのかを理解することは難しい。

特別縁故者に分与される相続財産の程度の中には、相当性の判断が重要となる。一般に、相当性の判断には複数の事由が考慮されるが、これらの事由を用いて分与される相続財産の程度を決定する方法は裁判上においても、学説においても、示されていない。過去の裁判例においては、分与される相続財産の程度について、具体的な算定方法または考慮事由を示すものは少ないが、縁故の濃淡の割合により相続財産を分割したものの、生前の被相続人の遺志を考慮したものの、分与される財産の具体的な使用内容から分与したものなどはある。しかしながら、これらの裁判例を参考にしても、大阪高裁判平成二〇年決定の分与額がどのように算定されたのを見出すことは難しいと考える。

分与される相続財産の程度の決定は、家庭裁判所の裁量に委ねられている。分与の程度を明確な算定基準により決定すれば、同決定のような分与額の決定に対する不明確さはなく

なるが、個々の具体的な事情に応じることが難しくなる。しかし、同決定のように、各ケースの各事情に対応するため、不明確な決定基準により、分与される相続財産の程度を決定すれば、当事者に不満を生じさせるはずである。同決定での特別縁故者は二人であり、金額的にはほぼ同額であったが、例えば一〇名近い特別縁故者がいて、それぞれに違う分与がなされた場合には、各特別縁故者とされた者に不衡平さや不満を抱かせるように思われる。より明確な分与される相続財産の程度の決定方法を見出すことは、特別縁故者制度をより衡平な制度にするのではないだろうか。特別縁故者に対する相続財産の分与の制度が新設されてから半世紀近く経つ。過去の裁判例、相続法、財産法などを視野に入れ、分与される相続財産の程度を決定する方法を現在よりも明確にするべきではないかと考える。

(宮崎大学教育文化学部専任講師)